

農業基盤を守りたい

No.51

農林水産省

補助金等

(開始年度)平成12年度

支援の名称

中山間地域等直接支払交付金

制度の
趣旨・背景

中山間地域等は流域の上流部に位置することから、中山間地域等の農業・農村が有する水源涵養機能、洪水防止機能等の多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かなくらしが守られています。

しかしながら、中山間地域等では、高齢化が進展する中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域があることから、担い手の減少、荒廃農地の増加等により、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じることが懸念されています。

このため、荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行います。

制度の
内容

中山間地域等において、地目や傾斜等に応じた交付金を、集落等を単位とする協定に基づき5年間以上農業生産活動を継続して行う農業者等に、協定農用地面積に応じて交付します。

補助率：定額

- ・田（急傾斜）：21,000円/10a、（緩傾斜）：8,000円/10a
- ・畑（急傾斜）：11,500円/10a、（緩傾斜）：3,500円/10a
- ・草地（急傾斜）：10,500円/10a、（緩傾斜）：3,000円/10a、（草地比率の高い草地）：1,500円/10a
- ・採草放牧地（急傾斜）：1,000円/10a、（緩傾斜）：300円/10a

対象と
なる方

集落等を単位とする協定に基づき5年間以上継続して農業生産活動を行う農業者等

問い合わせ
先など

農林水産省 農村振興局 農村政策部 地域振興課 中山間地域・日本型直接支払室

TEL：03-3501-8359

○関連URL

- ・中山間地域等直接支払制度

https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/